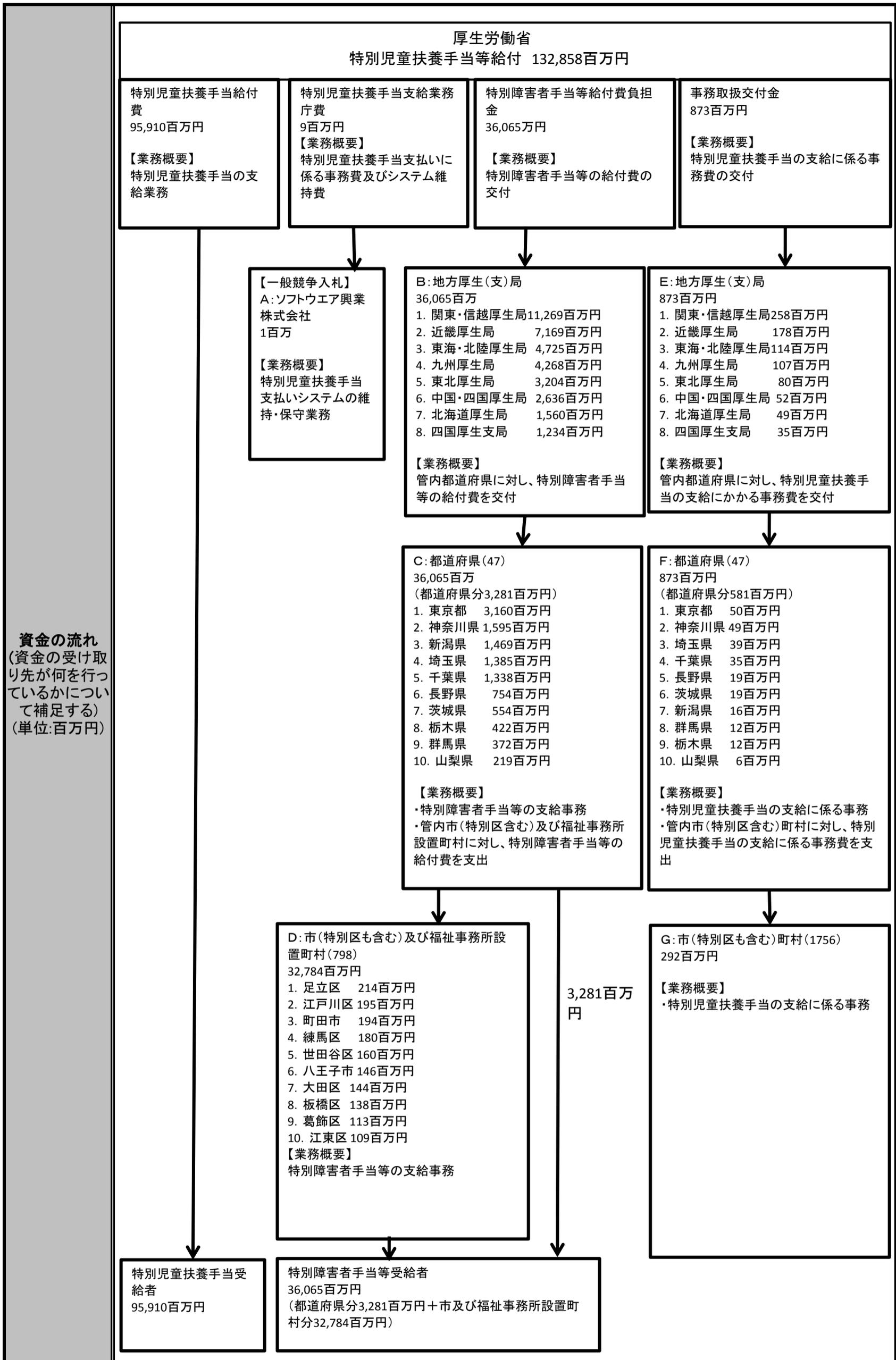


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	特別児童扶養手当等給付	事業開始年度	昭和39年度	作成責任者															
担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部	担当課室	企画課	中島 誠															
会計区分	一般会計	上位政策	障害者の自立支援等に必要な経費																
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	関係する計画、通知等	事務取扱交付金交付要綱等																
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るものである。																		
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する者に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支払うもの。</p> <table border="0"> <tr> <td>事業名</td> <td>対象</td> <td>補助率</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当給付費</td> <td>特別児童扶養手当受給者</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当等給付費負担金</td> <td>特別障害者手当等受給者</td> <td>国3/4、都道府県及び福祉事務所設置町村1/4</td> </tr> <tr> <td>事務取扱交付金</td> <td>都道府県及び市町村</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当支給業務庁費</td> <td>システム維持・保守会社</td> <td>国10/10</td> </tr> </table>				事業名	対象	補助率	特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10	特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、都道府県及び福祉事務所設置町村1/4	事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10	特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10
事業名	対象	補助率																	
特別児童扶養手当給付費	特別児童扶養手当受給者	国10/10																	
特別障害者手当等給付費負担金	特別障害者手当等受給者	国3/4、都道府県及び福祉事務所設置町村1/4																	
事務取扱交付金	都道府県及び市町村	国10/10																	
特別児童扶養手当支給業務庁費	システム維持・保守会社	国10/10																	
実施状況	<table border="0"> <tr> <td>事業名</td> <td>交付件数</td> <td>対象人数(受給者数)</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当給付費</td> <td>189,468件(受給者)</td> <td>189,468人(平成22年2月時点)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当等給付費負担金</td> <td>845件(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)</td> <td>187,361人(平成22年2月時点)</td> </tr> </table>				事業名	交付件数	対象人数(受給者数)	特別児童扶養手当給付費	189,468件(受給者)	189,468人(平成22年2月時点)	特別障害者手当等給付費負担金	845件(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)	187,361人(平成22年2月時点)						
事業名	交付件数	対象人数(受給者数)																	
特別児童扶養手当給付費	189,468件(受給者)	189,468人(平成22年2月時点)																	
特別障害者手当等給付費負担金	845件(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)	187,361人(平成22年2月時点)																	
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求													
	予算額(補正後)	125,726	129,607	133,398	136,743	139,832													
	執行額	126,591	129,736	132,856															
	執行率	100.69%	100.10%	99.59%															
	総事業費(執行ベース)	137,263	140,398	143,832															
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<p>【支出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当給付費:国 ・特別障害者手当等給付費負担金:都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・事務取扱交付金:都道府県、市町村 ・特別児童扶養手当支給業務庁費:システム維持・保守業者(一般競争入札により委託) <p>【用途の把握水準・状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査指導を毎年度実施することにより、手当給付制度の適正な運用を図っている。 																	
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者数の伸びについて直近の実績を勘案する。 																	
予算・監視の効率化	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。																		
補記																			



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかについて補
 足する)
 (単位:百万円)

A.ソフトウェア興業株式会社			E.関東・信越厚生局		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	システム保守費用	1	交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費	258
計		1	計		258
B.関東・信越厚生局			F東京都		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費	11,269	人件費	特別児童扶養手当の支給に係る事務(東京都分)	22
			交付金	特別児童扶養手当の支給に係る事務費(市(特別区含む)町村分)	17
			その他	特別児童扶養手当の事務に必要なシステム保守・改修費	11
計		11,269	計		50
C.東京都			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	特別障害者手当等給付費(市(特別区含む)福祉事務所設置町村分)	3,138			
扶助費	特別障害者手当等給付費(東京都分)	22			
計		3,160	計		0
D.足立区			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
扶助費	特別障害者手当等給付費	214			
計		214	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)